

「新たに住民税非課税等となる世帯への給付金」と 「定額減税補足給付金（調整給付）」について

「新たに住民税非課税等となる世帯への給付金」

【1】重点支援給付金（令和6年度住民税均等割非課税世帯または令和6年度住民税均等割のみ課税世帯）

【給付額】 1世帯あたり10万円

【対象者】 令和6年6月3日時点で羽曳野市に住民登録があり、下記の①または②に該当される世帯

① 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

② ①以外の世帯であって令和6年度分の住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯等は対象外です。

※令和5年度住民税均等割非課税世帯への給付（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）の対象となった世帯は対象外です。

※「住民税均等割のみ課税」とは、定額減税前の課税状況において判定します。

※その他、支給には要件がありますので、詳しくは担当までご確認ください。

【申請方法】 対象となる可能性がある方には7月中旬以降、順次確認書またはプッシュ通知書を送付します。

確認書の場合は必要事項を記載のうえ、本人確認書類のコピー及び振込先金融機関の確認書類のコピーなどの必要書類を同封しご返送ください。

【申請期限】 令和6年10月31日（消印有効）



【2】重点支援給付金（こども加算）

【給付額】 こども1人あたり5万円

【対象者】 重点支援給付金（令和6年度住民税均等割非課税世帯または令和6年度住民税均等割のみ課税世帯）を受給した世帯であって、令和6年6月3日時点で18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯。

令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童も対象となります。

◎支給対象者には【1】の給付金（10万円）の支給後、支給翌月末を目途に通知を送付します。（プッシュ方式・原則申請不要）

※別世帯の18歳以下である児童を扶養している、又は令和6年6月4日以降、羽曳野市から転出し令和6年10月31日までに児童を出生された世帯の方は申請が必要になります。申請方法等詳細は市ウェブサイトへ掲載予定です。

【申請期限】 令和6年11月29日（消印有効）



「定額減税補足給付金（調整給付）」

【対象者】 納税者及び扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額（所得税：3万円×減税対象人数）（住民税：1万円×減税対象人数）が、「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回り、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方（減税対象人数＝納税者＋扶養親族数）

【給付額】 具体例は、以下のとおりです。

<例1>一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。

・定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付として支払われます。

<例2>4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。

・定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付として支払われます。

【申請方法】 ◎対象となる可能性がある方には7月下旬以降、順次確認書またはプッシュ通知書を送付します。

確認書の場合は必要事項を記載のうえ、本人確認書類のコピー及び振込先金融機関の確認書類のコピーなどの必要書類を同封しご返送ください。

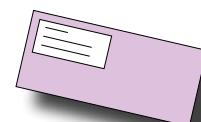
【申請期限】 令和6年10月31日（消印有効）

※所得税及び個人住民税において、

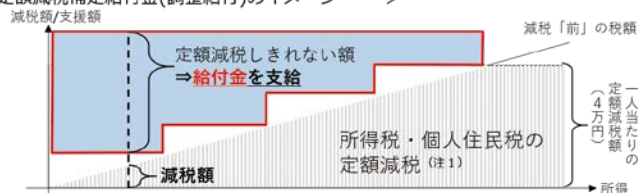
扶養親族等として申告されている方が、

定額減税及び調整給付の算出基礎となります。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。



<定額減税補足給付金（調整給付）のイメージ（注2）>



「定額減税補足給付金（調整給付）」とは？

● 納税者及び扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）。

● その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した

「定額減税補足給付金（調整給付）」が支給されます（注2）。

※「令和6年分推計所得税額」とは、令和6年度分個人住民税の計算において入手可能な課税情報に基づき算定します。なお、所得税については、令和6年分の確定後に再度調整します。